

令和3年度大野城市障害者優先調達推進方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項に基づき、令和3年度の本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2. 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 適用範囲

この方針の適用範囲は、市長部局、教育委員会・市立小中学校、上下水道局、出納室、議会事務局、監査委員事務局とする。

4. 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
 - ア. 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設。）
 - イ. 地域活動支援センター
 - ウ. 生活介護事業所
 - エ. 就労移行支援事業所
 - オ. 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア. 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ. 重度障害者多数雇用事業所（※）
 - (※) 重度障害者多数雇用事業所とは次の要件をすべて満たすものをいう。
 - ① 障害者の雇用数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が、30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア. 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ. 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5. 調達の対象となる物品等

特に品目等の制限は設けない。

6. 調達目標

目標額 1,500,000円

【内訳】 役務（印刷）、物品購入 他

7. 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報収集を行い、この情報をもとに、関係部局に対して障害者就労施設等への優先調達の依頼を行うものとする。
- (2) 関係部局は、(1)の情報に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約を活用し、障害者就労施設への優先調達に努めるものとする。

8. 調達方針の作成及び調達実績の公表

- (1) この方針は、毎年度作成するものとし、作成後遅滞なく市のホームページ等で公表する。
- (2) この方針による調達実績は、当該年度の終了後に取りまとめ、遅滞なく公表する。

9. その他

障害者就労施設等からの物品等の調達に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。